

る。柴山瀨西北隅の手塚山の麓で、俗傳に齋藤別當實盛の首級を洗うた所であるとて居る。事實は甚だ疑はしいが、謠曲拾葉抄に時宗縁起略を引用して、『加州江沼郡篠原といふ砂原に、實盛が首洗池とて大きな池有。其上を手塚山といふ。』とあるから、徳川時代の中期には既にこの首洗池が名所として存在したのであらう。

クビカケマツ 首掛松 茂徳紀聞に、江沼郡篠原邊の事を記して、實盛の塚・びん洗池・首かけ松があると記してある。

クビシロギン 首代銀 死刑に當る者がその罪を贖ふ爲に提供する貨幣を、首代銀又は首代錢といふた。寛永二十年銀子引賣の爲死刑に當る者があつたが、その父が金銭を納めて助命せられんことを請うた所、恰も藩侯祖先の遠忌に會したから、犯罪者の鼻を切り、銀二貫目を三次に分納せしめたのは、その一例である。正保四年土人の小者にして、江戸から遁げ歸り、郷里に潜匿する者があつて、此くの如きは從來主人に成敗せしめる例であつたが、犯人が百姓であつた爲、首代銀を取つて助命したこともある。後これらの前例に基づき、養父たる足輕が罪を犯し、その子の同座せざるべからざる場合には、首代銀を以て償ひ得る特例を設けた。

クボホ 窪 石川郡富樫庄にある部落。富田景周の三宮古記考に、窪村の邊は地勢が凹いからその名を得たのであるといつてある。龜尾記に此の村の中に寺屋敷が二ヶ所あつて、ケン徳寺・林幽寺の跡といふとある。又この村内に満願寺山があり、古へ満願寺があつたともいふ。

クボイチ 久保市 金澤の地名。三宮古記の水引神人云々の條に、『山崎・四市』とあり、白山宮莊嚴講中記録享祿四年十月の條に、『能登越中柴陣は大田、當國柴陣は山崎・窪市也。』とある。四市又は窪市は、後世の久保市である。越登賀三州志來因概覽に、昔石川郡窪村の販商が金澤乙劍社遊に來つて市販を爲したに因つてこの名があり、新町・尾張町・中町遊を久保市分と呼ぶもの、往々舊記中にあると記する。

クボイチオトツルギンジャ 久保市乙劍神社 もと久保市山金剛寺といひ、眞言宗法住坊之に奉仕した。初め金澤の新町にあつたが、その地西尾尾準人の屋敷となつたが爲、慶長六年卯辰山に移つた。祭神は、寺記に、『白山第四之御子乙劍大明神本地不動明王』とあり、式内等舊社記には、『窪市乙劍神社。金澤窪市鎮座。稱乙劍大明神。白山比咩神御子。舊社也。』とある。明治元年神佛混淆を禁じた後、別當は復飾して久保市金悟と稱し神職となり、九年五月新町の舊地に復した。→コンゴウジ 金剛寺。

クボイチブン 久保市分 もと石川郡久保市村の地で、後に金澤の城下となつた所をいふ。白山三宮古記考に、『以尾張町・新町・中町等二稱久保市分也。』とある。久保市分といふは、山崎村の故地を山崎領と稱するの類である。

クボウ 公方 白山記に、『白山本宮内、鳥居、檜高、寺中、與、公方二境立。中、鳥居、榎橋、寺中、與、公方二境立。』とある。この公方といふは、公けの領地の意で、白山宮の神領に對していふのであらう。

クボウ 公方 白山記に、『白山本宮内、鳥居、檜高、寺中、與、公方二境立。中、鳥居、榎橋、寺中、與、公方二境立。』とある。この公方といふは、公けの領地の意で、白山宮の神領に對していふのであらう。

クボウ 公方 白山記に、『白山本宮内、鳥居、檜高、寺中、與、公方二境立。中、鳥居、榎橋、寺中、與、公方二境立。』とある。この公方といふは、公けの領地の意で、白山宮の神領に對していふのであらう。

クボウ 公方 白山記に、『白山本宮内、鳥居、檜高、寺中、與、公方二境立。中、鳥居、榎橋、寺中、與、公方二境立。』とある。この公方といふは、公けの領地の意で、白山宮の神領に對していふのであらう。

クボウ 公方 白山記に、『白山本宮内、鳥居、檜高、寺中、與、公方二境立。中、鳥居、榎橋、寺中、與、公方二境立。』とある。この公方といふは、公けの領地の意で、白山宮の神領に對していふのであらう。

クボウ 公方 白山記に、『白山本宮内、鳥居、檜高、寺中、與、公方二境立。中、鳥居、榎橋、寺中、與、公方二境立。』とある。この公方といふは、公けの領地の意で、白山宮の神領に對していふのであらう。

クボウ 公方 白山記に、『白山本宮内、鳥居、檜高、寺中、與、公方二境立。中、鳥居、榎橋、寺中、與、公方二境立。』とある。この公方といふは、公けの領地の意で、白山宮の神領に對していふのであらう。